

- 問1 延滞に係る賦課金等の徴収方法
- 問2 延滞に係る賦課金等の督促
- 問3 督促状の時効中断効力
- 問4 元金が納入された場合の延滞金の時効起算日
- 問5 督促状の過怠金徴収
- 問6 賦課金の時効
- 問7 時効中断の方法
- 問8 賦課金の一部納付の中断の効力
- 問9 賦課金の納入誓約書の時効中断の効力
- 問10 賦課権の時効
- 問11 賦課金等の時効中断
- 問12 時効消滅した経常賦課金の取扱い
- 問13 延滞金の時効
- 問14 賦課金の過誤納還付金の時効
- 問15 市町村の行う滞納処分
- 問16 滞納処分を行う理事の資格
- 問17 滞納処分者の決定
- 問18 滞納処分の効力
- 問19 事業認可前の賦課金の滞納処分の認可
- 問20 滞納処分の認可について
- 問21 資格交替による再通知義務
- 問22 滞納処分についての不服申立て
- 問23 理事の滞納処分行為の委任
- 問24 理事の行う滞納処分
- 問25 差押えの効力の範囲
- 問26 滞納組合費の欠損処分
- 問27 地主から徴収する換地清算金の強制徴収
- 問28 土地改良法によらない強制徴収
- 問29 清算人の滞納処分
- 問30 組合員の債務に対する根抵当権の設定
- 問31 徴収した賦課金の弁済充当の方法
- 問32 滞納処分財産上の抵当権の取扱い
- 問33 事業反対者に対する滞納処分
- 問34 滞納処分認可の効力の承継
- 問35 延滞金の滞納処分認可
- 問36 滞納処分認可後誤賦課が判明した場合の措置
- 問37 既滞納処分認可分と新たな認可分との併せての差押え
- 問38 未確定収量の米代金の差押え
- 問39 農協貯金の差押え
- 問40 同一不動産の再度の差押え登記
- 問41 未相続財産の差押え
- 問42 根抵当権が設定された不動産を差押えた場合の差押え財産の範囲
- 問43 抵当権者の強制換価手続と交付要求
- 問44 交付要求と参加差押えの併行
- 問45 滞納処分の執行停止について
- 問46 滞納処分費の徴収について
- 問47 賦課金の滞納処分について

質 問	回 答
<p>(督促・時効)</p> <p>問 1 延滞に係る賦課金等の徴収方法</p> <p>賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法については、総（代）会において議決することになっているが、法第39条の規定による賦課金等の徴収についても総（代）会の議決を要するのか。</p>	<p>法第39条の規定に基づく賦課金等の徴収は総（代）会の議決を必要としない。ただし、本件は土地改良区の管理運営上の必要な事項であるので理事会の議決を経ることとされたい。</p>
<p>問 2 延滞に係る賦課金等の督促</p> <p>土地改良区の組合員が賦課金等の指定の期限までに納付しない場合には、法第39条第1項及び第2項の規定により督促状によりこれを督促し、その納付期限までにこれを納付しない場合には、土地改良区はその徴収を市町村に請求することとなるが、請求を受けた市町村は、次の場合の取扱いをどうすればよいか。</p> <p>(1) 市町村が法第39条第4項の規定により滞納処分をする場合、市町村は新たに督促の手続きをする必要があるのか。</p> <p>(2) 土地改良区が法第39条第5項の規定により、知事の認可を受けて滞納処分をする場合、督促状により再度督促をしなければならないのか。</p>	<p>(1) 及び (2) のいずれの場合においても再度督促をする必要はない。</p>
<p>問 3 督促状の時効中断効力</p> <p>土地改良区が定款で定める督促状の発行期限（納付期限60日以内）を超過して発行された督促状は、時効中断の効力はあるのか。</p>	<p>(1) 定款に督促状発行期限を60日以内と定めたのは、滞納をできるだけ速やかに整理することとした訓辞規定である。</p> <p>(2) したがって、この60日を過ぎて発行した（ただし、納付期限から5年以内）督促状であっても時効中断を有するものである。</p> <p>(3) ただし、法第19条の2の規定する、役員 of 定款遵守義務及び忠実な執行義務に違反するので定められた期限内に発行すべきである。</p>
<p>問 4 元金が納入された場合の延滞金の時効起算日</p> <p>賦課金の時効は国税及び地方税の例のより5年間であるが、督促後に元金が納入され、延滞金が未納となっている場合に、当該延滞金の時効は、元金が</p>	<p>(1) 賦課金等の弁済充当については、定款及び規約等に明記されていない場合には、民法の規定により行うこととなるが、民法第491条の規定では、</p>

質 問	回 答
<p>全額納付となった翌日から起算して5年間と解してよいか。</p>	<p>費用、利息及び元本の順に充当することとされている。</p> <p>(2) 設問のように、督促後に納入された金額が元本相当額であった場合としても、(1)によりまず費用、利息に充当することとし、残金については、改めて納入を求めることとなる。</p> <p>また、賦課金等の一部の納入が、民法第147条第3号の「承認」に該当し、時効が中断することから、残金の時効については、賦課金等の一部が納入された日の翌日から時効が進行することとなる。</p> <p>【参照】</p> <p>○民法 (法定充当)</p> <p>第489条 <u>弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。</u></p> <p>① 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。</p> <p>② すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。</p> <p>③ 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。</p> <p>④ 前2号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。</p> <p>(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)</p> <p>第491条 <u>債務者が1個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。</u></p> <p>2 第489条の規定は、前項の場合について準用する。</p>
<p>問5 督促状の過怠金徴収</p> <p>組合員が納期限までに賦課金を納入しなかった場合、定款の規定により納期限後60日以内に督促状を発しているが、その際に、過年度の未納額を併記し</p>	<p>督促状は、当該年度における賦課金の納期限後1回限りに時効中断の効力を有するものであり、その後、再度督促の通知をする場合は、催告書を送付して行う</p>

質 問	回 答
<p>て知らせている。この場合、過年度分については再度督促したことになるのか。</p>	<p>こととなる。よって、設問のように、当該年度の督促状に併記したからといって、過年度分を督促したことにはならない。</p>
<p>問6 賦課金の時効</p> <p>賦課金の督促による時効中断後、時効の再スタートはいつか。</p>	<p>督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期日が時効中断の期間であることから、時効は、その翌日（即ち11日目）から再スタートすることとなる（国税通則法第73条第1項第4号、地方税法第18条の2第1項第2号）。</p> <p>【参照】</p> <p>○国税通則法 （時効の中断及び停止）</p> <p>第73条 <u>国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。</u></p> <p>① 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第35条第2項第2号（更正又は決定による納付）の規定による納期限までの期間</p> <p>② 過小申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第68条第1項又は第2項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）に係る賦課決定その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第35条第3項の規定による納期限までの期間</p> <p>③ 納税に関する告知 その告知に指定された納付に関する期限までの期間</p> <p>④ 督促 <u>督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日</u>（同日前に国税徴収法第47条第2項（繰上差押）の規定により差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間</p> <p>○地方税法 （時効の中断及び停止）</p> <p>第18条の2 <u>地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につきその処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。</u></p> <p>① 納付又は納入に関する告知 その告知に指定さ</p>

質 問	回 答
	<p>れた納付又は納入に関する期限までの期間</p> <p>② <u>督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して10日を経過した日</u>（同日前に第13条の2第1項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間</p>
<p>問7 時効中断の方法</p> <p>土地改良区の賦課金の徴収権の時効は、国税及び地方税の例により5年となっているが、時効中断を図れる方法を具体的に教示されたい。</p>	<p>賦課金等につき滞納者がいる場合には、法第39条第1項に基づき土地改良区は督促状により期限を指定して督促しなければならないとされており、また、当該督促は民法第153条の規定にかかわらず時効中断の効力を有することから、法第39条の督促状により、時効の中断を図られたい。</p> <p>【参照】</p> <p>(催告)</p> <p>第153条 <u>催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。</u></p>
<p>問8 賦課金の一部納付の中断の効力</p> <p>延滞に係る賦課金の一部を納入したときは時効中断の事由となるか。</p>	<p>納入した金額が延滞に係る賦課金の一部である旨の意思表示があれば、民法第147条第3号「承認」に当たり、時効が中断する。</p> <p>【参照】</p> <p>○民法</p> <p>(時効の中断事由)</p> <p>第147条 <u>時効は、次に掲げる事由によって中断する。</u></p> <p>① 請求</p> <p>② 差押え、仮差押え又は仮処分</p> <p>③ <u>承認</u></p>
<p>問9 賦課金の納入誓約書の時効中断の効力</p> <p>賦課金納入誓約書は民法147条に規定する承認として時効中断の事由となると解して良いか。</p>	<p>納入誓約書の提出があった場合、土地改良区が受理することで時効中断の効力が生ずると解されるが、納入誓約書の記載内容に誓約文言、滞納金額、納付計画、</p>

質 問	回 答
	<p>作成日付、滞納者住所氏名等について、今後の賦課金納入に関する双方の合意事項がある場合には、土地改良区の承認が必要と解され、承認文書を発行する必要がある。</p>
<p>問10 賦課権の時効</p> <p>賦課金の徴収権の時効については、法第39条第7項の規定により国税及び地方税の例により5年とされているが、賦課権の時効は何年と解すべきか。</p>	<p>土地改良区の賦課権の時効については土地改良法上特段の定めはないが、徴収権の時効は国税及び地方税の例により5年と定められており、かつ、賦課権の実行はその原因の発生した時点に速やかにされるべきものであることから、徴収権の時効の5年以上の年数が認められることは不合理である。このことからすればその時効は納期限から5年であるべきと解される。</p>
<p>問11 賦課金等の時効中断</p> <p>法第39条第7項においては督促による時効中断について規定しているが、その他の時効中断は同条規定中「地方税の滞納処分の例により」のうちに含まれ、すなわち地方税法第18条の2（時効の中断及び停止）及び、第18条の3（還付金の消滅時効）の規定が準用されるか。また、民法の規定が準用されるか。</p>	<p>(1) 法第39条第7項にいう「国税及び地方税の例」とは、国税通則法及び地方税法における時効に関する規定を準用する意味である。</p> <p>(2) また、民法の適用については、国税通則法及び地方税法において「徴収権の時効については、別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。」と規定されている。</p> <p>(3) なお、民法第153条が準用される旨の判例がある。</p> <p>【参照】</p> <p>○国税通則法 (国税の徴収権の消滅時効) 第72条 1～2 (略) 3 国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。</p> <p>○地方税法 第18条 1～2 (略) 3 <u>地方税の徴収権の時効については、本款に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。</u> (時効の中断及び停止) 第18条の2 問6 参照 (還付金の消滅時効) 第18条の3 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による</p>

質 問	回 答
	<p><u>還付金に係る地方団体に対する請求権（以下第20条の9において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができる日から5年を経過したときは、時効により消滅する</u></p> <p>○判例 滞納処分取消請求事件 最高裁 昭和43年6月27日第1小法廷判決 昭和39年（行ツ）第91号滞納処分取消請求事件 民集22巻6号 1379頁</p> <p>昭和30年8月17日の経過をもって、その全額につき時効により確定的に消滅したと判示した。Xは上告して、民法153条は、国税徴収権の消滅時効についても準用されると主張した。</p> <p>（判旨）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金銭の給付を目的とする国の権利についての消滅時効の中断に関しては、適用すべき他の法律の規定のないときは民法の規定を準用すべきものとする会計法31条が、国税徴収権について適用あることはいうまでもない。されば、その徴収につき旧国税徴収法（明治30年法律第21号）の適用される本件において、<u>徴税機関が未納税額につき納付を催告し、その後6箇月内に差押等の手段をとったときは、民法153条の準用により、時効の中断を認めざるをえない。</u> ・旧国税徴収法が未納税額の納付催告の方法として特に督促を設け、これを民法153条の規定にかかわらず時効中断の効力を生ずるものと規定したこと（同法9条12項）から、かかる特則の存する以上、催告による国税徴収権の時効の中断は、右督促の手續によるもの以外には認められず、民法153条の準用の余地はないものとする原判決の見解は是認できない。
<p>問12 時効消滅した経常賦課金の取扱い</p> <p>土地改良区が、既に消滅した経常賦課金について、関係組合員から債権確認書を徴した場合、当該経常賦課金を不能欠損処分とせず、債権として取り扱って差し支えないか。その場合の債権の種類は何か。</p>	<p>経常賦課金の消滅時効については、国税及び地方税の例によることとされている。すなわち、地方税法第18条第1項の規定の準用により、その債権は消滅することとなることから、改めて寄付金等、賦課金債権以外の債権としてこれを徴収することが適当である。</p>

質 問	回 答
	<p>【参照】</p> <p>○国税通則法 (国税の徴収権の消滅時効)</p> <p>第72条 <u>国税の徴収を目的とする国の権利</u> (以下この節において「<u>国税の徴収権</u>」という。)は、<u>その国税の法定納期限</u> (前条第1項第1号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。次条第3項各号において同じ。) <u>から5年間行使しないことによって、時効により消滅する。</u></p> <p>○地方税法 (地方税の消滅時効)</p> <p>第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利 (以下本款において「<u>地方税の徴収権</u>」という。)は、法定納期限 (次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日)の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。</p> <p>①～② (略)</p> <p>2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。</p>
<p>問13 延滞金の時効</p> <p>賦課金の時効は国税、地方税の例により5年となっているが賦課金に係る延滞金についてはどうか。</p>	<p>賦課金に係る時効が完成した場合、その効力は時効の起算日に溯ってその効力を生ずるため、起算日以後の期間に係る延滞金についても賦課金の時効とともに消滅することとなる。</p>
<p>問14 賦課金の過誤納還付金の時効</p> <p>土地改良区の過誤納還付金の時効については、国(会計法)及び地方公共団体(地方自治法)のように法律に別段の規定がないので、土地改良区に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、民法の規定を準用(民法第167条)し、権利の消滅</p>	<p>賦課金の過誤納還付金の時効については、法第39条第7項の規定により、国税及び地方税の例(国税通則法第74条、地方税法第18条の3)によることとされていることから、過誤納還付金に係る債権の消滅時効は5年である。</p>

質 問	回 答
<p>時効を10年と解してよろしいか。</p>	<p>【参照】</p> <p>○国税通則法 (還付金等の消滅時効)</p> <p>第74条 <u>還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないこと</u> <u>によって、時効により消滅する。</u></p> <p>○地方税法第18条の3 問11参照</p>
<p>問15 市町村の行う滞納処分</p> <p>法第38条の規定により、土地改良区から賦課金等の徴収の委任を受けた市町村は、これを滞納する者に対して、土地改良区の請求なしで滞納処分ができるか。</p>	<p>(1) 法第38条の規定により、土地改良区の賦課金等の徴収委任を受けた市町村は、土地改良区の請求なしにこの滞納処分はできない。</p> <p>(2) すなわち、法第38条の規定により市町村が行う賦課金の徴収事務は、土地改良区の委任を受け、土地改良区に代わって行うものであって、地方自治法の規定に基づく市町村の固有の権限として行う市町村の収入の徴収事務ではない。</p> <p>(3) よって、土地改良区の賦課金の滞納については、地方自治法の規定による強制徴収の対象とならず、法第39条第3項の請求をまって初めて可能となるものである。</p>
<p>問16 滞納処分を行う理事の資格</p> <p>法第39条第5項の規定により知事の認可を受け滞納処分をする場合、土地改良区が申請するのか、或いは、理事が申請するのか。同じく、認可指令の宛名は土地改良区とすべきか、土地改良区理事とすべきか。</p>	<p>(1) 法第39条第5項は、理事に処分権限を与えている。これは、理事に国税徴収法の「徴収職員」、地方税法の「徴税吏員」に相当する権限を与えて、理事を一種の執行機関（警察官、徴収職員のごとく、行政法学上の「実力をもって執行することを任務とする機関」の意であって、議決機関に対する執行機関の意ではない。）たらしめるものである。</p> <p>(2) したがって、滞納処分の認可は土地改良区に与えるものではなく、理事に与えるものであり、同項の手続は土地改良区を代表する理事が行うこととされたい。</p>
<p>問17 滞納処分者の決定</p> <p>法第39条第5項の申請は、組合員個人毎に年度別、</p>	<p>(1) 知事の認可は、土地改良区の徴収金の滞納に対</p>

質 問	回 答
<p>期別に滞納額について申請すべきものか、又は組合員毎の滞納額を一括して申請すべきものか。</p> <p>また、滞納処分に当たって特に滞納常習者に限定することは差し支えないか。</p>	<p>し、一括して与えられるものではなく、組合員毎の滞納処分に与えられるものであり、知事は組合員毎に認可すべきものである。</p> <p>(2) したがって、組合員毎に各滞納額を申請すべきものであり、認可申請書の記載事項を定めた規則第29条の規定もこの考え方によっている。</p> <p>(3) 更に設問後段の点については、必ずしも滞納者全部について認可申請しなければならないものではないが、そのような取扱いをする場合には十分配慮の上行うことが必要である。</p>
<p>問18 滞納処分の効力</p> <p>知事の滞納処分の認可を受けたが、その執行前に理事の任期が満了となった。その場合、滞納処分に係る知事の認可は新理事が引き継ぐことになるのか、或いは、改めて知事の認可を受けなければならないか。</p> <p>また、法第39条第5項による知事の滞納処分の認可の有効期限はあるのか。</p>	<p>(1) 法第39条第5項の規定により知事が行う滞納処分の認可は、実力をもって執行することを任務とする機関としての理事に対して与えるものであり、理事の資格を有する個人に与えられるものではない。</p> <p>(2) したがって、任期満了その他の事由により理事が交代しても前理事が受けた滞納処分の認可は効力を失うことなく、当然新理事が引き継ぐこととなる。</p> <p>(3) 期限の定めはない。</p>
<p>問19 事業認可前の賦課金の滞納処分の認可</p> <p>事業認可前に賦課した賦課金（例えば、新たな事業を行うための手続及び測量設計に要した経費又は事業完了後その施設を管理するために要した経費）及び賦課の手続に瑕疵のある賦課金に対する滞納処分の認可は、できないものと考えてどうか。</p>	<p>(1) 新たな事業を行うために必要な手続及び測量設計等に要する経費は、新たな土地改良事業の認可前であっても、当該事業に要する経費の一部として認められるものであり、適切に賦課の手続がなされていれば、当然に滞納処分の対象になる。</p> <p>(2) 設問の後段については、賦課手続の瑕疵の内容が不明であるが、滞納処分の認可に際しての知事の審査によるところとなる。</p>
<p>問20 滞納処分の認可について</p> <p>法第39条第5項の知事の認可は、市町村が第3項の規定による請求を受けた日から30日以内に処分に着手せず、又は90日以内にこれを終了しない場合でなければならないものであって、当該期間内に認可</p>	<p>法第39条第5項の「市町村が第3項の規定による請求を受けた日から30日以内に処分に着手せず、又は90日以内にこれを終了しない場合」とは、それぞれ当該期間の経過後に限るべきではなく、それぞれの期間内</p>

質 問	回 答
<p>することはできないものと解するがどうか。</p>	<p>であっても市町村がその期間内に着手せず、又は終了しないことが明らかである場合（例えば、市町村の作成した処分不能の理由書等）も含むものと解される。</p>
<p>問21 資格交替による再通知義務</p> <p>土地改良区が法第39条第1項の規定に基づく督促状により督促した後に権利の承継又は法第3条第2項の規定による資格の交替によって組合員たる資格を取得した者がある場合は、その者に対して新たに賦課金等の通知をする必要がないと解するがどうか。</p>	<p>設問の場合は、通知の義務はない。しかし、新たに組合員の資格を取得した者に対しこれまでの賦課の内容等を通知することが、その後の手続が円滑に行われることから、実情にそって適宜運用することとされたい。</p>
<p>問22 滞納処分についての不服申立て</p> <p>土地改良区の理事が行った滞納処分について不服がある場合、誰に対して異議の申立てをすべきか。</p> <p>また、その異議の申立てはどのような手続により行うこととなるのか。</p>	<p>土地改良区の理事が行った滞納処分について異議がある場合には、法第46条の規定に基づく異議申立てとなり、その宛先は土地改良区理事長宛となる。</p> <p>なお、地方税法第19条の2の規定において、徴税吏員がした処分はその者の所属する団体の長がした処分とみなすとされている。</p> <p>【参照】</p> <p>○地方税法 （徴税吏員がした処分）</p> <p>第19条の2 不服申立てに関しては、第3条の2に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の 長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する<u>地方団体の長がした処分とみなす。</u></p>
<p>問23 理事の滞納処分行為の委任</p> <p>地方税の滞納処分は、地方税法第1条第1項第3号に規定されている「徴税吏員」が、国税徴収法の規定による滞納処分の例によってそれを処分することになっているが、土地改良区の理事が、滞納処分を行うにつき法第39条第5項の規定により知事の認可を受けた場合、地方税法第1条第1項第3号に規定されているように当該理事が職員に滞納処分の執行を委任し、職員が滞納処分をすることができるか。</p>	<p>(1) 法第39条第5項は、土地改良区の賦課金の滞納処分の権限を土地改良区の理事に与えているが、これは理事に国税徴収法の「徴収職員」、地方税法の「徴税吏員」の権限に相当する権限を与えて理事を一種の執行機関たらしめる趣旨である。</p> <p>(2) このような国民の権利に重大な関係を有する滞納処分につき、法令によって定められた権限を他の者に委任することについては、法令に明文化しなければならぬものである。したがって、土地</p>

質 問	回 答
	<p>改良区の理事が、滞納処分の執行を土地改良区の職員その他の者に委任することは許されない。</p>
<p>問24 理事の行う滞納処分</p> <p>法第39条第5項の規定により理事が滞納処分を行う場合、「地方税法の滞納処分の例により」とされているが、「例により」とはどのようなことか。</p>	<p>地方税法第19条の2の「徴税吏員」とは、税について賦課、督促、差押え、換価を行う地方公共団体の吏員をいうものであって、法第39条第5項の理事とは異なるものである。よって、「例により」とは、土地改良法上、地方税の「徴税吏員」の権限に相当する権限を与えて、差押処分の換価処分に至るまでこれを行わせることを規定しているものである。</p> <p>【参照】</p> <p>○地方税法第19条の2 問22参照</p>
<p>問25 差押えの効力の範囲</p> <p>国税徴収法第52条に「差押の効力は、差し押えた財産から生ずる天然果実に及ぶ」と規定されているが、水田を差し押えた場合、水稲（米）まで効力が及ぶものであるのか。及ぶとすれば、滞納者が米の売り渡しを予約している場合、米を売り渡すことができなくなることになるのかどうか。</p>	<p>国税徴収法第52条に規定する「天然果実」には、差押財産である水田に栽培されている水稲も含むものと解される。</p> <p>ただし、動産として取引されるもの（おおむね1月以内に収穫することが確実であるもの（民事執行法第122条第1項））は、独立した動産として差し押さえることができることになる。</p> <p>【参照】</p> <p>○国税徴収法 （果実に対する差押の効力）</p> <p>第52条 <u>差押の効力は、差し押えた財産（以下「差押財産」という。）から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実（その財産の換価による権利の移転の時までに収取されない天然果実を除く。）については、この限りでない。</u></p> <p>2 差押の効力は、差押財産から生ずる法定果実に及ばない。ただし、債権を差し押えた場合における差押後の利息については、この限りでない。</p> <p>○民事執行法 （動産執行の開始等）</p> <p>第122条 動産（登記することができない土地の定着</p>

質 問	回 答
	<p>物、<u>土地から分離する前の天然果実で1月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。</u>以下この節、次章及び第4章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。</p> <p><キーワード></p> <p>○差押え=国家権力によって特定の有体物または権利について、私人の事実上・法律上の処分を禁止し、確保すること。土地改良区を行う滞納処分は、法第39条第5項により地方税の滞納処分の例により、理事が差押えを行う。</p>
<p>問26 滞納組合費の欠損処分</p> <p>組合費の滞納処分については、法の定めるところにより明らかであるが、欠損処分についての次の事項はどのように取り扱うのか。</p> <p>(1) 欠損処分は可能と考えられるがその可否について。</p> <p>(2) 欠損処分のできる根拠(定款、規約その他に規定する等)は何か。</p>	<p>(1) 賦課金の納付の義務を消滅せしめる規定は、土地改良法に定めがない。</p> <p>(2) したがって、定款、規約に規定するか、若しくはその都度総(代)会の議決により処理するか、いずれの方法によっても差し支えない。</p>
<p>問27 地主から徴収する換地清算金の強制徴収</p> <p>区画整理事業の換地計画を定める際、賃借権の設定された農地の清算に当たりその土地につき組合員でない所有者をも対象として計画を立てた場合、この清算金の滞納についても法第39条の強制徴収の規定が適用されるのか。</p>	<p>(1) 換地計画において定めた清算金は、法第39条第1項の「賦課金等」のうちに含まれている(法第38条参照)ので、強制徴収はできることになっている。</p> <p>(2) したがって、換地計画において、賃借権の設定された農地について組合員でない所有者からも、清算金を徴収することを適法に定めたときには、この組合員でない所有者が滞納した場合、強制徴収ができることは当然である。</p>
<p>問28 土地改良法によらない強制徴収</p> <p>土地改良区は賦課金等の滞納があった場合、法第39条の規定によらず私法上の強制履行によって徴収することも差し支えないのか。</p>	<p>公法上の債権は、民事訴訟法の手続によって徴収することはできないものと解される。</p> <p>【参照】</p> <p>○判例 農業共済掛金等請求事件</p>

質 問	回 答
	<p>最高裁 昭和41年 2月23日大法廷判決 昭和38年（オ）797号 民集20巻2号320頁</p> <p>農業共済組合が組合員に対して有する共済掛金、賦課金、拠出金の徴収については、民事訴訟法による強制執行は許されず、その履行を裁判所に訴求することもできない。</p> <p><論旨></p> <p>農業災害補償法87条の2がこれら債権に行政上の強制徴収の手段を認めていることは、これら債権について、一般私法上の債権とひとしく、民訴法上の強制執行の手段をとることを排除する趣旨でないと主張する。しかし、<u>農業共済組合が、法律上特にかような独自の強制徴収の手段を与えられながら、この手段によることなく、一般私法上の債権と同様、訴えを提起し、民訴法上の強制執行の手段によってこれら債権の実現を図ることは、前示立法の趣旨に反し、公共性の強い農業共済組合の権能行使の適正を欠くものとして、許されないところといわなければならない。</u></p>
<p>問29 清算人の滞納処分</p> <p>土地改良区が解散し清算法人となっている場合、清算人は賦課金の滞納処分を行うことができるか。</p>	<p>事業に要した経費については、確定した債権はもちろん未確定のものも清算過程において賦課徴収ことができ、解散前と同じく市町村への委任、強制徴収の措置が可能である（この場合法第39条の規定により行うこととなる。）。</p>
<p>問30 組合員の債務に対する根抵当権の設定</p> <p>土地改良区は、組合員に対する賦課金債権確保のために組合員の財産に根抵当権を設定することはできないか。</p>	<p>土地改良区は、その団体の性格から強制徴収権が付与され、先取特権の順位も国税及び地方税に次ぐものとして位置付けられており、組合員の債務に抵当権を設定することはできない。</p> <p><キーワード></p> <p>○根抵当権＝一定の範囲内の不特定の債権を極度額の範囲内において担保するために不動産上に設定された担保物権のことである（民法第398条の2第1項）。</p> <p>これに対し、通常の抵当権（これを根抵当権と対比</p>

質 問	回 答
	して普通抵当権と呼ぶことがある。) は特定の債権を被担保債権とする。
<p>問31 徴収した賦課金の弁済充当の方法</p> <p>数種の賦課処分に対し、納入された金額が賦課額に満たないときは、民法の弁済規定によって指定又は充当できるものと解してよいか。</p>	<p>定款及び規約等において弁済充当の規定が明記されていない場合には、設問のとおりで差し支えない。</p> <p>【参照】</p> <p>○民法第489条及び第491条 問4参照</p>
<p>問32 滞納処分財産上の抵当権の取扱い</p> <p>滞納処分をする財産（物件）に抵当権が設定されている場合の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>滞納処分の対象となる財産上に抵当権が設定されている場合は、納期限前に設定された抵当権により担保される債権が優先することとなる。</p> <p>【参照】</p> <p>○国税徴収法</p> <p>（法定納期限以前に設定された 抵当権の優先）</p> <p>第16条 納税者が国税の法定納期限以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。</p> <p>○地方税法</p> <p>（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）</p> <p>第14条の10 納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につきその抵当権により担保される債権に次いで徴収する。</p>
<p>問33 事業反対者に対する滞納処分</p> <p>事業に反対していた者（事業不同意者）が組合費を滞納しているので法第39条第5項の規定により、滞納処分の認可申請を予定しているが、滞納処分は可能か。</p>	<p>事業手続及び土地改良区の賦課の手続が適法に行われている場合であれば、知事の認可を受けて滞納処分を行うことができる。</p>
<p>問34 滞納処分認可の効力の承継</p> <p>賦課金に係る滞納処分の認可申請をしていたところ、当該滞納当事者の1人について、認可前に組合員資格が息子に変更となった。この場合、認可の効力は息子に引き継がれるのか。引き継がれるとすれば</p>	<p>組合員資格の交替が滞納処分の認可前に行われても、当該認可の効力は新組合員に対しても、その効力を有することとされている。なお、所有権移転を伴わない資格交替の場合は、新しく組合員となる者の所有</p>

質 問	回 答
<p>ば所有権を伴った資格交替と単なる組合員資格の交替場合の処置はどのようになるのか。</p>	<p>財産等を差し押さえる方法しかない。</p>
<p>問35 延滞金の滞納処分認可</p> <p>延滞金についてのみ、滞納処分の認可を受けることは可能か。</p>	<p>延滞金についてのみ滞納処分を行うことについては、国税通則法及び地方税法の規定により可能と考える。</p> <p>【参照】</p> <p>○国税通則法 (滞納処分)</p> <p>第40条 税務署長は、第37条(督促)の規定による督促に係る国税がその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合、第38条第1項(繰上請求)の規定による請求に係る<u>国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。</u></p> <p>○地方税法 (固定資産税に係る滞納処分)</p> <p>第373条 <u>固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。</u></p> <p>① 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の<u>徴収金を完納しない</u>とき。</p> <p>② 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の<u>徴収金を完納しない</u>とき。</p>
<p>問36 滞納処分認可後誤賦課が判明した場合の措置</p> <p>滞納処分の認可後、滞納している組合員の当該賦課金について誤りがあることが判明したが、どう扱えばよいか。</p>	<p>再度、認可を得る必要がある。</p>

質 問	回 答
<p>問37 既滞納処分認可分と新たな認可分との併せての差押え</p> <p>滞納処分の認可に係る差押え等について、過年度において認可を得ていたが差押え等については行っていなかったため、今年度において新たに認可を取った分と併せて差押え等を行いたいのが適当か。</p>	<p>過年度に認可を受けた滞納分と今年度において、新たに認可を受けたものを併せて行うことは差し支えないと解されるが、当該認可を受けた滞納金については、速やかに差押えの手続きをとり、債権の保全を図ることが肝要である。</p>
<p>問38 未確定収量の米代金の差押え</p> <p>米代金を差押える場合に収量が確定してからでは遅いので、その前に手続きを行いたいのが可能か。</p> <p>可能とすれば収量が確定しない場合においても滞納金に満つる額まで差押えればよいか。</p>	<p>将来発生すべき債権であっても差押え時にその原因が確定し、その発生が確実と認められるものは差押えの対象となる。設問の後段の差押え債権の範囲については、全額差押え又は一部差押えによることとなるが、状況に応じての判断になるものとする。</p> <p>【参照】</p> <p>○国税徴収法 (差し押える債権の範囲)</p> <p>第63条 <u>徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。</u></p>
<p>問39 農協貯金の差押え</p> <p>滞納者の農協貯金を差押えた場合、即時払い戻しは可能か。</p> <p>また、貯金が滞納額に満たない場合、差押え後における当座口座への入金を予定して、滞納金額を差押えることは可能か。</p>	<p>前段については、農協が第三債務者となるので即時土地改良区に支払われるものと解される。</p> <p>後段については、原則として、差押え日現在における農協貯金残高を限度として差押えすべきと解される。ただし、将来発生すべき債権であっても、差押え時において原因が確定しており、かつ、その発生が確実と認められるもの（給料等）については差押えの対象となるものと解される。</p>
<p>問40 同一不動産の再度の差押え登記</p> <p>同一の滞納者につき過去に差押え登記した不動産が1筆あり、改良区の債権額は当該不動産価額を下回っている。このような状況の中、今年度において新たに滞納処分の認可を取ったが同一の不動産につき更に差押え登記が必要であるか。</p>	<p>滞納者について滞納処分強制執行等の強制換価手続きが競合する場合、同一の財産につき重ねて差押えをするのは手続きを錯綜させることとなるため、先行の執行機関に交付要求、或いは、参加差押えの手続きを取ることが原則である。</p>

質 問	回 答
	<p>設問の場合には、以前に差し押さえた不動産につき参加差押えの手続を取るか、或いは、他の換価の容易な財産等があればそちらを差し押さえるか、いずれでもよいが、差押えに当たっては滞納額に見合った財産等を差押えするよう留意する必要がある。</p> <p>なお、いずれの方法を取るにせよ差押登記は必要である。</p>
<p>問41 未相続財産の差押え</p> <p>滞納処分を行うに当たって不動産が既に死亡した父親名義のままになっている場合、差押えは可能か。</p>	<p>民法第915条第1項の規定により、相続人が相続開始のあったことを知った時から3ヶ月以内に相続放棄又は限定承認をしていなければ、同法第921条の規定により単純承継したものとみなされ差押えは可能である。</p> <p>【参照】</p> <p>○民法 (相続の承認又は放棄すべき期間)</p> <p>第915条 <u>相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。</u>ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。</p> <p>(法定単純承認)</p> <p>第921条 次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。</p> <p>① 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び第602条に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。</p> <p>② <u>相続人が第915条第1項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。</u></p> <p>③ 相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかつたとき。ただし、その相続人が相続の放棄をしたことによって相続人となった者が相続の承認をした後は、この限りでない。</p>

質 問	回 答
<p>問42 根抵当権が設定された不動産を差押えた場合の差押え財産の範囲</p> <p>根抵当権が設定されている不動産を差押えた場合に当該債権額が確定するが、債権の中に利息等も入っているのか否かはどのように判断すればよいか。</p>	<p>抵当権の場合の債権額は登記簿によって確認することが必要である。債権額が債権極度額と表示されていれば、元本、利息、損害金を合わせて極度額の範囲内であるが、元本極度額と表示されていれば利息、損害金は極度額を超えて請求できることとなる。</p> <p>なお、いずれの方法をとるにせよ差押登記は必要である。</p> <p>【参照】</p> <p>○民法 (根抵当権の被担保債権の範囲)</p> <p>第398条の3 根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。</p>
<p>問43 抵当権者の強制換価手続と交付要求</p> <p>滞納者の所有する財産（農地）に抵当権が設定されたまま、第三者に譲渡され、当該財産につき抵当権者が強制換価手続を取った場合、土地改良区は交付要求をすることができるか。なお、滞納処分 of 認可を得ているが財産については差押えはしていない。</p>	<p>抵当権等の担保権が設定されている財産が第三者に譲渡された場合、</p> <p>① 滞納者が他に租税に充てるべき十分な財産を有しない時</p> <p>② 滞納者が租税の決定納付期限等の後に登記した抵当権等の担保権を設定した財産を譲渡した時</p> <p>③ 滞納者の財産につき差押え換価してもなお租税の徴収に満足できないと認められる時</p> <p>以上のすべてに該当する場合に限り交付要求ができるとされている（国税徴収法第22条）。ただし、設問の場合は、交付要求をしても、租税の法定納期限前に抵当権の設定、登記がされている場合は、第三者（被譲渡人）に対抗できず、先順位の権利に次いで残りがあれば配当を受けることとなる。</p> <p>【参照】</p> <p>○国税徴収法 (担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収)</p> <p>第22条 <u>納税者が他の国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲</u></p>

質 問	回 答
	<p><u>渡したときは、納税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められるときに限り、その国税は、その質権者又は抵当権者から、これらの者がその譲渡に係る財産の強制換価手続において、その質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により徴収することができる金額は、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。</p> <p>① 前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額</p> <p>② 前号の財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の国税の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額</p> <p>3 税務署長は、第1項の規定により国税を徴収するため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。</p> <p>4 税務署長は、第1項の規定により国税を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。</p> <p>5 税務署長は、第1項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収することができる金額の国税につき、執行機関に対し、交付要求をすることができる。</p>
<p>問44 交付要求と参加差押えの併行</p> <p>賦課金滞納者について、先行執行機関が強制換価手続を取ったため、土地改良区としては交付要求をする予定であるが、交付要求と併行して参加差押えをすることは可能か。</p>	<p>交付要求には「狭義の交付要求（交付要求書による交付要求）」と「参加差押（参加差押書による交付要求）」とがある。この「狭義の交付要求」と「参加差押」とを併せて「広義の交付要求」という。</p> <p>交付要求は滞納処分等が債務の履行等により解除又は解消された場合、その効力を失うのに対して、参加差押は先行の差押えが解除されても参加差押をした時点に遡って通常の差押えと同じ効力を有する点において異なる。</p> <p>したがって、交付要求をした後参加差押に切り替える場合には、交付要求を解除してから行うことになる。</p>

質 問	回 答
	<p><キーワード></p> <p>○交付要求＝滞納者の財産について強制換価手続（滞納処分等）が行われた場合において、当該滞納処分の執行機関に対して、滞納額の交付を求めることをいう。</p> <p>（国税徴収法第82条、地方税法第68条第4項等）</p> <p>○参加差押＝滞納に係る租税につき差押えの要件が充足している場合において、滞納者の財産につき既に他の租税等の滞納により滞納処分による差押えがされているときは、これらの財産について行う交付要求は、参加差押書をその滞納処分をした行政機関に交付して行うことができることとされており、この方式による交付請求を参加差押という。（国税徴収法第86条、地方税法第102条第5項）</p>
<p>問45 滞納処分の執行停止について</p> <p>滞納処分の執行を停止する場合の手続を教示されたい。</p>	<p>地方税の滞納処分の例により執行する権限を理事に付与されているところから、当然、執行を停止する権限は付与されていると解される。</p> <p>執行を停止できる場合は地方税法では、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分により甚だしく生活を窮乏させるおそれがあるとき、③滞納者及び滞納処分を行う財産がともに不明であるときとされている。なお、執行を停止する場合は、土地改良区はその旨を滞納者に通知する必要がある。</p> <p>【参照】</p> <p>○地方税法 （滞納処分の停止の要件等）</p> <p>第15条の7 <u>地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。</u></p> <p>① <u>滞納処分をすることができる財産がないとき。</u></p> <p>② <u>滞納処分を執行することによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。</u></p> <p>③ <u>その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。</u></p> <p>2 <u>地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。</u></p>

質 問	回 答
	<p>3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。</p> <p>5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。</p> <p>○国税徴収法 (滞納処分の停止の要件等)</p> <p>第153条 <u>税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。</u></p> <p>① <u>滞納処分を執行することができる財産がないとき。</u></p> <p>② <u>滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。</u></p> <p>③ <u>その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。</u></p> <p>2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。</p> <p>3 税務署長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。</p> <p>5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができ</p>

質 問	回 答
	<p>ないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。</p>
<p>問46 滞納処分費の徴収について</p> <p>理事が知事の認可を受けて滞納処分を行った場合に、これらの執行に要した費用についての実費を滞納者から徴収することができないか。</p> <p>できるとすれば徴収の方法等はどうか。</p>	<p>知事の認可を受けた場合において、土地改良区は滞納処分の執行に要する費用は土地改良区の予算から支出し、その支出された費用のうち法定のものについては滞納者に負担させることができる。</p> <p>○滞納者から徴収できる費用（国税徴収法第136条）</p> <p>① 財産の差押えに関する費用</p> <p>② 交付要求に関する費用</p> <p>③ 差押財産の保管、運搬及び換価に関する費用</p> <p>④ その他修理、配当等に関する費用</p> <p>また、徴収手続は差押財産が金銭であるときは、これを直ちに滞納賦課金及び滞納処分に係る経費に充当されるが、物件の場合にはこれを売却して金銭に換え、前記に準じて充当されることになる。</p> <p>【参照】</p> <p>○国税徴収法 （滞納処分費の範囲）</p> <p>第136条 <u>滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第93条（修理等の処分）の規定による処分、差し押えた有価証券、債権及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用（通知書その他の書類の送達に要する費用を除く。）とする。</u></p>
<p>問47 賦課金の滞納処分について</p> <p>滞納者Aが、先般死亡してしまった。</p> <p>民法上の相続人については不明であるが、問題の滞納に係る水田20アール余の土地については、村内の縁者Bが耕作することとなり、耕作権はAからBに異動されている。この場合、滞納処分の相手方は誰になるのか。</p>	<p>滞納処分の相手方は、Aの民法上の相続人でなく、法第42条第1項による土地の承継人Bである。</p>